

さきたま古墳公園における「子どもの遊び場」の整備に係る
基本構想及び基本計画の策定並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、さきたま古墳公園広場（古代の森・古代の草原エリア）内への屋内・屋外型の子どもの遊び場整備に向けて、基本構想及び基本計画の策定並びに PPP/PFI 導入可能性調査業務を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業務委託の優先交渉者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、行田市（以下「市」という。）が委託する本業務について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力などの審査をプロポーザルにより行い、最も本業務の遂行に適格とされる事業者を選定するために行うものである。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | さきたま古墳公園における「子どもの遊び場」の整備に係る基本構想及び基本計画の策定並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務 |
| (2) 実施主体 | 行田市 |
| (3) 業務内容 | 「さきたま古墳公園における「子どもの遊び場」の整備に係る基本構想及び基本計画の策定並びに PPP/PFI 導入可能性調査実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (4) 業務期間 | 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (5) 提案上限額 | 35,750 千円（消費税及び地方消費税を含む） |
| (6) 支払条件 | 業務完了後に一括支払い
※ただし、市との協議の上、令和 7 年度中に一部業務の完了が報告書類の提出により確認できた場合は、この限りでない。 |

3 問い合わせ・書類提出先

〒361-8601 埼玉県行田市本丸 2 番 5 号
行田市健康福祉部子ども未来課 担当：吉田
電話 048-556-1111（内線 274） F A X 048-556-3551
E-mail kodomo@city.gyoda.lg.jp

4 参加資格要件等

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 行田市建設工事等競争入札参加資格者名簿、行田市物品売買等競争入札参加資

格者名簿、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿及び埼玉県物品売買等競争入札参加資格者名簿の最新版のいずれかにおいて、登録されている者であること。

※当該名簿に未記載の者にあつては、以下の書類を提出し、本市担当者の確認を受けることによって、当該名簿への登載に代えることができる。

ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（未納がないことの証明）

エ 行田市内に本店、支店、営業所等の事務所を有する法人にあつては、法人市民税の納税証明書（未納がないことの証明）

- (2) PPP／PFI手法などの民間活力導入可能性調査業務等について、地方公共団体から元請けとして受注した実績がある単独企業であること。
- (3) 当該業務を遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないものであること。
- (5) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第12条の規定に該当しないものであること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされているものでないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされているもの（会社更生法の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続きの申立てがなされたものであって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く）でないこと。
- (10) 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条に基づく清算の開始がなされていないもの。
- (11) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (12) 提出された各種書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 企画提案に際し配慮すべき事項

仕様書の内容を踏まえて提案すること。

6 スケジュール（予定）

項 目	日 程
実施要領等の公表	令和 7 年 7 月 3 1 日（木）
参加表明書等受付開始	令和 7 年 7 月 3 1 日（木）
質問書受付期限	令和 7 年 8 月 7 日（木）
質問書への回答期限	令和 7 年 8 月 1 3 日（水）
参加表明書等提出期限	令和 7 年 8 月 1 8 日（月）
参加資格審査結果通知期限	令和 7 年 8 月 2 0 日（水）
企画提案募集開始	令和 7 年 8 月 2 0 日（水）
企画提案書提出期限	令和 7 年 9 月 1 2 日（金）
企画提案選考会（プレゼンテーション）	令和 7 年 9 月 2 4 日（水）
選定結果通知（優先交渉者決定）	令和 7 年 9 月下旬
契約締結	令和 7 年 1 0 月 1 日（水）

7 質問の受付及び回答

本業務における企画提案の内容等について質問がある場合は、次の提出書類を受付期限内に提出するものとする。

- (1) 提出書類 質問書（様式第 1 号）
- (2) 受付期限 令和 7 年 8 月 7 日（木） 午後 5 時必着
- (3) 提出先 本実施要領第 3 項参照
- (4) 提出方法 電子メール（持参、FAX、郵送は不可）
 ※メールの件名は「【会社名】行田市子どもの遊び場整備に係る調査実施業務」とし、質問書提出時は、提出した旨を担当まで電話で報告すること。
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、質問者に対し随時電子メールにて回答するとともに、質問書への回答期限までに質問内容を取りまとめたうえで、市ホームページにおいて公開する。なお、質問への回答内容は、本実施要領の追加又は修正として実施要領と同様に扱う。
 ※質問内容により業者選定の公平性が保てない場合、質問内容が不明瞭な場合は、回答しない。
 ※回答にあたっては、質問者名は非公表とする。

8 参加表明書等の提出

本事業のプロポーザルに参加しようとするものは、次の期限までに参加表明書兼誓約書を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書兼誓約書（様式第2号）
担当技術者実務実績表（様式第3号）
※様式第3号の提出に当たっては、担当技術者の資格証及び身分証、雇用関係を証する書類の写しを添付すること。
- (2) 受付期限 令和7年8月18日（月） 午後5時必着
- (3) 提出先 本実施要領第3項参照
- (4) 提出方法 電子メール（持参、FAX、郵送は不可）
※参加表明書兼誓約書提出時は、提出した旨を担当まで電話で報告すること。
- (5) 結果通知 参加資格審査の結果については、8月20日（水）までに、各事業者宛て通知するものとする。

9 企画提案書等の提出

本事業のプロポーザルに参加しようとするものは、以下の要領に従い、関係書類を提出すること。

①提出書類

ア 企画提案書（様式は任意とするが、原則としてA4横書きが望ましい。）

イ 見積書（様式は任意とする。見積書には、本業務に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書も添付すること。なお、提案上限額の範囲内で提案すること。）

ウ その他評価するにあたって必要な書類（評価基準表を参照の上、各事業者の責任において、必要と認める書類を揃えること。）

なお、業務実績については、過去5年以内の主な官公庁契約業務とし、現在履行中の業務も可とする。

また、参加法人の概要がわかる資料（任意様式・パンフレット等も可）も併せて添付すること。

エ 「4 参加資格要件等」の(1)の各名簿のいずれにも記載されていない事業者にあつては、同項目に記載のアからエまでの書類を提出すること。なお、財務諸表については、直近1事業年度分のものとする。

②提出部数は、正本1部、副本10部とし、副本については会社名等を記入せず、提案書の提出者（以下「提案者」という。）が特定されないようにすること。

③提出期限

令和7年9月12日（金） 午後5時（必着）

④提出先

本実施要領第3項参照

⑤提出方法

持参又は郵送とする。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。また、持参にあたっては、事前に担当まで電話連絡をし、日程調整の上、持参すること。

※郵送の場合は、簡易書留又は書留とする。また、郵送した旨（発送日）を、担当まで電話にて連絡すること。

⑥その他

ア 提出された書類等は返却しないこととする。

イ 企画提案書等の提出後に参加辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 4 号）を提出すること。

ウ 現地説明会は行わないため、必要に応じ現地確認をすること。

10 選考方法

選考方法は、プレゼンテーション及びヒアリング審査によるものとする。

プレゼンテーション及びヒアリング審査は、さきたま古墳公園における「子どもの遊び場」の整備に係る基本構想及び基本計画の策定並びに P P P / P F I 導入可能性調査実施業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により実施するものとし、提出された企画提案書等を比較検討し、順位を決定する。

なお、日時及び会場については現在の予定であり、詳細は確定し次第、別途通知するものとする。

(1) 日時 令和 7 年 9 月 2 4 日（水） 指定する時刻

(2) 会場 行田市役所 3 階 3 0 7 会議室

(3) 所要時間 3 0 分（企画提案 2 0 分以内、質疑応答 1 0 分程度）とする。

(4) 出席者 3 名以内とする

(5) プレゼンテーション及びヒアリング審査に係る留意事項

- ・説明に際しては、提出した企画提案書（大型モニター等を使用しての拡大映像での説明は可）のみを使用すること。
- ・提出された企画提案書以外の資料を使用した場合、提出された企画提案書は無効とする。
- ・プレゼンテーション及びヒアリング時における資料の追加は認めない。
- ・拡大映像で説明する際のパソコンについては、提案者において用意すること。
なお、大型モニター、延長コード及び接続ケーブルについては、市で用意するものとし、接続方法は H D M I 方式とする。
- ・自己紹介等の時間は特別設けない。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、辞退したものとみなし、原則、選定しないこととする。ただし、交通機関等の事故等、真にやむを得ない事由がある場合には、当該事由が発生した後、速やかに担当部署へ連絡すること。
- ・参加表明書兼誓約書を提出した者（プレゼンテーション及びヒアリング審査に参加する者を含む）は、業者選定が終了するまでの間、審査委員会事務局及び

その上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、本実施要領公表後、審査委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。なお、接触を求める行為が認められた場合は、失格とする。

- ・参加表明が1者のみでも、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、優先交渉権者の選定を行うものとする。

11 審査方法及び結果通知

優先交渉権者の選定は下記方法による。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査方法

- ・プレゼンテーション及びヒアリング審査を受けて、審査委員会が審査基準表（別表）に定める評価項目に基づき、総合的に評価を行い、最優秀提案者及び次点者を特定、最優秀提案者を優先交渉権者と選定する。
- ・審査委員は、審査項目についてあらかじめ設定した審査基準表（別表）に基づき、審査委員個人が企画提案書の評価（審査）及び採点を行い、その点数を合計する方法により得点を算出、最も高い得点を得たものを最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行うものとする。
- ・評価項目①及び②の項目において、それぞれの配点の5割、また合計点数において、配点合計の6割を満たさない場合は、最優秀提案者及び次点者を特定しない。
- ・合計点が同点となった場合は、審査基準表（別表）のうち配点の高い順（②→①→③→④の順）の評価により、提案を選定する。
- ・プレゼンテーション及びヒアリング審査の順序は、企画提案書の提出順に行う。

(2) 評価項目

- ・審査基準表（別表）による。

(3) 選定結果

- ・選定結果は、企画提案者全員に対し文書で通知する。
- ・審査委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

12 失格事由

次のいずれかに該当したものは、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席したもの
- (4) 企画価格書に添付する見積書において、提案上限額を超える額を超える金額を提案したもの
- (5) 本プロポーザル実施にあたり、不正若しくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行ったもの

- (6) 本実施要領「4 参加資格要件等」に示す要件を欠くこととなった場合。
- (7) 前各号に定めるもののほか、本実施要領に違反すると認められる場合。

13 契約等

(1) 契約の締結等

- ・審査委員会による審査の結果、優先交渉権者として選定されたもの（以下「契約候補者」という。）は、決定通知の受理後、速やかに市との打ち合わせ及び業務内容や経費等について契約締結の協議を行い、調整を行ったうえで、委託契約を締結する。協議が不調のときは、本実施要領第11項第1号により順位付けられた上位のものから順に契約締結の協議を行う。
- ・協議に際し、契約候補者から見積書を徴取し、契約手続きを行うこととする。なお、この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議を含むものとする。
- ・契約候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となったときは、次点者を業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とする。

(2) 契約保証金

免除とする。

(3) その他

契約候補者参加表明書の提出から契約締結までの間に指名停止等の措置を受けた場合、その他契約の締結が不適当と認められる事実があった場合等は、そのものと契約締結は行わず、次点者を契約交渉の相手方とする。

14 その他

- (1) 企画提案書等提出後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式第4号）を提出すること。なお、参加辞退届提出後は、いかなる理由があっても本事業への再参加は認めない。
- (2) 提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は原則として認めない。また、本業務の実施にあたっては、提出資料に記入した担当技術者を原則として変更することは認めない。ただし、事故、病気、死亡、退職等、市がやむを得ないと認めた理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの確認を市から得るものとする。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用については、すべて企画提案者の負担とし、提出された企画提案書は返却しない。また、市は、企画提案者に対し、企画提案書等に係る著作権の使用に関する一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 選定されたものの企画提案書に係る提出資料の著作権については、市に帰属する。
- (5) 選定されなかったものの企画提案書に係る提出資料の著作権については、当該企画提案者に帰属する。
- (6) 提出書類は、審査を行うにあたり必要な場合において、その一部又は全部を使

用（複製、転記又は複写等）することができるものとする。

- (7) 提出資料及びその複製は、企画提案者に無断で審査以外に使用しないものとする。ただし、提出資料のうち企画提案書については、本プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。
- (8) 本業務委託に係る情報公開請求があった場合には、行田市情報公開条例（平成15年条例第21号）により処理するものとする。
- (9) 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、市から質問する場合がある。
- (10) 本実施要領に定めのない事項又は本実施要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

審査基準表

評価項目	評価基準	配点
①業務実績及び業務体制		
企業実績	子ども・子育て関連施設の整備に係る基本構想及び基本計画の策定並びに PPP/PFI 導入可能性調査について、豊富な実績を有しているか。	10
技術者等の実績・能力	管理技術者や主たる担当者は、十分な知識や経験、理解力を有しており、業務の遂行に期待ができるか。	10
業務実施体制	本業務を履行するにあたり、有資格者が適切に配置され、円滑かつ効率的に業務を遂行できる実施体制がとられているか。	10
	打合せや問い合わせに的確かつ迅速に対応できる体制が整備されているか。また、想定外の課題が生じた場合の対応のため、必要なバックアップ体制がとられているか。	10
②提案内容		
業務の進行管理及び実施方針	本事業の遂行にあたっての目的や内容、課題を十分に理解したうえで、実施方針が明確で、具体的かつ計画的な事業スケジュールとなっているか。	40
現状把握及び基礎調査	本業務の実施の前提となる、現地調査や事例収集、法令等整理の方法について、具体的な対応方針が示されているか。	20
計画等の作成	基本構想及び基本計画の策定について、自社の強みや経験等を活かしつつ、本事業の目的に沿った提案がなされているか。	20
民間活力導入可能性調査	最適な事業スキームの選定を行うため、民間施設の導入、官民役割分担等の調査・分析する手法や、民間事業者に対するサウンディング調査の実施方針について提案力を有しているか。	20
創意工夫及び追加提案	仕様書に定める事項のほか、本業務の目的に照らして効果的かつ実現可能な追加提案があるか。	10
③プレゼンテーション		
プレゼンテーション	プレゼンテーションの説明資料及び説明内容が論理的で、かつ説得力があり、本事業の遂行に期待が持てるか。	20
	質疑において的確かつ明快な回答がなされたか。	10
意欲及び熱意	提案事業者（担当者等）は、本業務への取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	10
④見積価格		
見積金額	評価点＝配点×（最低見積価格÷見積価格）	10
合計 ①+②+③+④		200